

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	電話照会先	0120-232-711（通話料無料）
定時株主総会	毎年6月	公告方法	電子公告
議決権の基準日	毎年3月31日		当社は公告を下記ホームページに掲載しております。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社		https://www.fdk.co.jp/kessan-j/index.html
特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社		ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行ないます。
郵便物送付先	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部		

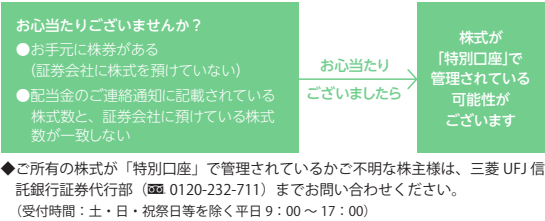
株式が「特別口座」に眠っていませんか？

1. 「特別口座」について

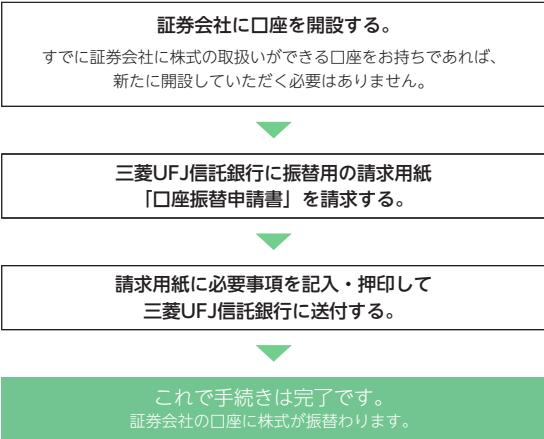
2009年1月に法令により株券の電子化が実施されましたが、その際、証券会社の口座に預けられていなかった当社株式については、現在、三菱UFJ信託銀行にある「特別口座」で管理されています。

制度上、「特別口座」に管理されているままでは、証券市場で株式を売買することができない等の制約がございます。

ご所有の株式が「特別口座」で管理されている株主様におかれましては、証券口座への振替をお願いいたします。



2. 「特別口座」にある株式の証券口座への振替方法



単元未満株式の買取請求のご案内

当社の単元株式数は100株となっておりますので、単元未満株式（1～99株）については、市場で売買することができませんが、当社に対して買取請求を行なうことができます。

● 買取制度の例（60株ご所有の場合）

